

トータルコンサルティングオフィス

# 税理士平本事務所 ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102  
〒310-0015 梅善ビル 2・3階  
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793  
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp  
<http://hiramoto-office.com/>

## 税理士の独り言

組織力の違いは、技術ばかりではなく、変化にいかにか柔軟に対応しているかの優劣であり、トップのリーダーシップです。「変化の時はやり方さえ変えればチャンス」と言う鈴木会長の率いるセブン&アイは会長の創造力と変化に対して組織が機敏に対応できているようです。いきいきと動いている組織は統率と連携のバランスがとれています。組織と言っても人の集まりである以上、目的と方向を決めて、その意味を共有して一人一人が心を込めることが出来る環境を整えれば組織力は向上します。「他店は見ない」。鈴木会長の言葉です。

## 私の書棚より

○ローカル経済圏の産業は、グローバルの完全競争ではなく、地域ごとの非完全競争である。ローカルのバス会社は世界一でなければ生き残れないことはない。地域一番になりさえすれば、十分生き残っている。

○かつての農家のように、職場と子育ての場所が近く、その周辺に子育てを助ける人たちがいる環境を、現代的な産業構造のなかでどう構築するかである。

「なぜローカル経済から日本は甦るのか」  
富山和彦著 PHP新書

## 税務アンテナ

□保険の契約者や受取人の名義を変更した場合、その変更時点で課税されることはありませんが、保険金を受け取る時に所得税や贈与税が課税されることとなります。

税法上は保険料負担者と満期保険金の受取人が異なる場合には、受取人への贈与と見なされます。

また、契約者が父、満期受取人が父、被保険者が子である保険で満期を迎える前に父が死亡した場合には、解約払戻金相当額が相続財産となります。その後、満期保険金を受け取る時に、支払保険料を超える部分が一時所得となります。

□従業員に支給する通勤手当は、勤務に伴う実費弁済的な性格を有するとして、所得税法では、通勤距離や通勤手段に応じて、通常必要と認められる一定限度額までを非課税としています。この非課税限度額は、月単位で定められているため、1ヶ月に満たないアルバイトでも、勤務日数により日割計算の必要はありません。

また、出張旅費や日当が所得税法上非課税と認められるためには、その支給額が、役員及び使用人の全てを通して適正なバランスが保たれている基準によって計算されているか、同業種、同規模の他社が一般的に支給している金額に照らして相当と認められるものが判断基準となり、旅費規程等の整備が必要となります。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

## 8月の税務スケジュール

10日	○7月分の源泉所得税の納付 (休日につき11日)
31日	○6月決算法人の確定申告 ○12月決算法人の中間申告 (予定申告) ○9月、12月、26年3月決算法人の消費税中間申告 ○個人事業者の26年分消費税等の中間申告 (休日につき9月1日)

31日	○8月決算法人の消費税各種 選択届出書提出 (休日につき29日)
-----	--

今月の贈る言葉『行き詰まりは、展開の一步である』 by 吉川英治